

# 大分県の建設業の電子マニフェストの利用について

JW センターでは電子マニフェストの普及促進として、特に産業廃棄物の中でも排出量が多くかつ電子マニフェストの利用が進んでいない、各地域の建設業の利用拡大を図ることとしています。

今回は、大分県の建設業に携わる方々にお集まりいただき、電子マニフェストの利用状況、課題・要望等をテーマとする座談会を開催いたしました。その模様をご紹介します。(令和3年12月8日開催)



出席者	大分県 生活環境部 循環社会推進課 計画・調整班 主査	酒盛 早美
	大分県 生活環境部 循環社会推進課 廃棄物監視指導班 主任	平田 翔児
	大分県 生活環境部 循環社会推進課 廃棄物監視指導班 主事	志賀 弘健
	大分県 土木建築部 建設政策課 技術・情報システム班 主幹 (総括)	楠野 貴大
	一般社団法人大分県建設業協会 会長	友岡 孝幸
	梅林建設株式会社 品質環境管理部 次長	佐藤 正行
	株式会社佐伯建設 安全品質環境部 安全品質環境課長	大久保雄一
	株式会社佐伯建設 安全品質環境部 主任	石井 猛
事務局	JW センター：関 理事長、葛西 電子マニフェストセンター長、田中 情報サービス部長、清和 広報室長	

**田中部長：** ただいまより、JWNET の座談会「大分県の建設業の電子マニフェスト利用について」を開催いたします。開催にあたり、JW センター理事長の関よりご挨拶申し上げます。



**関理事長：** 本日は年末のお忙しい中ご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

私どもは、廃棄物処理法に基づいて、マニフェストのうち電子マニフェストの運用を一つの重要な仕事としております。電子マニフェストは、2021 年の 1 年間で、電

子化率が 70% になる見込みです。

二十数年前にこの制度が導入されてしばらくの間は、利用があまり進みませんでした。その後、社会のデジタル化が進展するのに合わせて電子マニフェストの利用も拡大し、特に最近では、デジタル庁が設置され政府を挙げてデジタル化を推進する中で、廃棄物の適正処理と循環型社会の形成推進の観点から電子マニフェストの更なる普及が求められています。

本日は、建設分野の電子マニフェストの利用拡大や利便性の向上に向けて、ご利用いただいている皆

様に、忌憚のないお話しをいただければと思っております。よろしく願いいたします。

**田中部長：** 本日の進行ですが、初めに、電子マニフェストの現状を電子マニフェストセンター長の葛西より説明いたします。次に、県庁の方に大分県の産業廃棄物処理状況についてご紹介いただきまして、次に、建設業の方に電子マニフェストの運用状況等につきましてご紹介いただきたく存じます。後半はフリートークになります。電子マニフェストの要望、課題等についてご発言いただきたく存じます。

では、初めに、電子マニフェストの現状などについて、電子マニフェストセンター長の葛西より説明いたします。

**葛西センター長：** JW センター電子マニフェストセンターの葛西と申します。よろしく願いいたします。それでは、電子マニフェストの現状及び建設業における電子マニフェストの利用状況に関する調査結果をご説明いたします。

電子マニフェスト全体での直近11月末電子化率は69.6%でございまして、年内にも70%に到達する見込みとなっております。令和2年度1年間に登録されたマニフェストの件数は約3,250万件で、そのうち一番多いのがやはり建設業で、41%を占めております。続いて卸・小売業、製造業でして、コンビニエンスストアの利用が昨今では非常に進んでおります。

平成30年6月に閣議決定されました第四次循環型社会形成推進基本計画で、「2022年度までに70%を達成する」といった目標が掲げられておりますが、おかげさまで約1年ちょっと早く到達できる見込みとなっております。これも日頃お使いいただいている皆様のおかげと考えております。

では、委託処理される産業廃棄物を電子マニフェストでどれくらい捕捉できているかといいますと、がれき類の委託量は、4割程度といった結果が得られました。

我々は建設業が登録件数の41%を占めているということで、建設業界では非常に電子マニフェストは進んでいると考えておりましたが、この数字を見まして、建設業における電子マニフェストの普及を

進めていかななくてはいけないだろうと、ヒアリング調査等を実施しております。年間1,000トン以上排出する、いわゆる多量排出事業者に該当する建設業で、なおかつ、日本建設業連合会に加盟しているような大手に類する企業を除きまして、約4,000社余りを調査しましたところ、電子マニフェストの加入率は27.1%で、4分の1強であると。まだまだ普及が必要だといったところでございます。

ちなみに大分の多量排出事業者での普及率は、15%の事業者しか加入いただけていないということで、我々としても、今後とも皆様方のお力添えも得つつ普及拡大を進めてまいりたいと考えております。

私どもは、この座談会を契機にいたしまして、大分県内の建設業の方に対しての電子マニフェストの普及を積極的に進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

**田中部長：** それでは、次に、大分県生活環境部循環社会推進課の酒盛主査様より、大分県の産業廃棄物の現状についてご紹介をお願いいたします。

### ～大分県の産業廃棄物の処理状況等～



**酒盛氏（大分県）：** 大分県循環社会推進課の酒盛と申します。皆様方には日頃から大分県の産業廃棄物の行政についてご協力いただきまして、ありがとうございます。

では、県内の産業廃棄物の処理実態等についてご説明いたします。

まず、大分県内の令和元年度の産業廃棄物の排出量は、331万2,000トンです。そのうち約226万トン、68%が再生利用され、96万3,000トンが焼却など減量化されています。7万6,000トン、2.3%が最終処分場で最終処分されている状況です。

産業廃棄物の排出量は、平成25年度が371万6,000トンであったのに対して、令和元年度は331万2,000トンと、少し減少している傾向にあります。

産業廃棄物の排出量の種類別構成比は、全体排出量の82%が動物のふん尿、汚泥、がれき類、木くずの4種類で構成されています。大分県は沿岸部の

工業地帯と山間部の畜産が盛んな地域があり、このような傾向が見られると思います。

排出量の業種別構成比の傾向としては、農業・林業が近年は一番多く、その次に製造業、建設業、電気・水道業となっていて、県内の排出量の全体の96%が、この4業種で構成されています。今回ご参加されている建設業の排出量の種類別構成比は、がれき類が一番多くなっており、がれき類、木くず、汚泥の3種が全体の93%という状況になっています。

循環社会推進課では監視・指導等を行っており、産業廃棄物の不法投棄件数と苦情件数は依然として、年によって少し数は変わりますが、多い状況にあると感じています。

このため、産廃監視員等が排出事業者や処理業者への監視・指導や、解体現場に定期的に立入りを行っています。また、ヘリコプターを使ったスカイパトロールや、ドローンを使った監視、ハード面では不法投棄を防止するフェンスの設置を行っています。

大分県としては、「依然として不法投棄や不適正処理が多い」、「再生利用率は徐々に増えている状況にはあるが最終処分率が横ばいである」、「県外から大分県へ搬入される産業廃棄物の最終処分量が多い」という課題があります。これらの課題に対応するため、昨年度策定した第5次大分県廃棄物処理計画では、「排出抑制、循環的利用の推進」、「安全・安心な適正処理の推進」、「情報公開、相互理解の増進」を3つの柱として施策を策定しています。

「安全・安心な適正処理の推進」の施策の一つであり、かつ、大分県が推進するデジタル化の一つとして、電子マニフェストの普及促進があります。今年から電子マニフェストを導入していない方については、補助金制度を設け、積極的に「電子マニフェストに入って使ってみませんか」と広報させていただいています。

補助対象は、大分県内に事業所がある排出事業者、収集運搬業者、処分業者の方です。パソコン等の電子機器を購入した費用及び電子マニフェストの基本料が補助対象となっており、補助上限が10万円、補助率2分の1以内です。来年も実施する予定にな

っていますので、ぜひ周りに電子マニフェストに入っていない事業者の方がいましたら、この制度を利用して入っていただけるようにお勧めしていただければと思います。私からは以上になります。

**田中部長：** ありがとうございます。補助金制度を設け、電子マニフェストの普及を推進していただきまして、ありがとうございます。

それでは続きまして、建設業者様に電子マニフェストの運用状況ということで、導入時の状況、処理業者さんとのやり取りであるとか現在の運用状況についてご紹介いただきたく存じます。初めに、梅林建設株式会社様、よろしくお願ひいたします。

### ～ISOに係る調査対応をきっかけに導入、社内指導員による教育～



**佐藤氏（梅林建設）：** 梅林建設の佐藤です。よろしくお願ひします。

まず、弊社が電子マニフェストの導入をしたのは、約11年前です。きっかけは、弊社がISO14001に係る産廃の調査をしている中で、紙マニフェストを集計しておりましたところ不具合が見つかったことによります。このため電子マニフェストを導入し、管理部署が一元管理して対応するのが一番ベターだろうと私が提案し、導入するまでに約2年かかりました。

そして、実際に建築の現場に導入するときには、収集運搬、中間処理、処分が一貫してできる処理業者2社にお願ひしまして、電子マニフェストに入っただき、運用環境を整えました。

当初はいろいろな問題がありました。11年以上前はまだパソコンに不慣れで、我々の年代は特にそうですけれども、もし間違ったときに訂正ができるのかというのが一番の課題でした。仕組みを確認したところ、排出事業者、処理業者が相互に承認することで訂正が可能でしたので、皆さん方に納得をいただいて、何とか導入できました。

あとは、ASP (Application Service Provider) の会社の営業の方に来ていただき勉強会を実施し、次に導入した現場の主任クラスの担当者の皆さんが

別の現場にも教えるという、指導員制度を活用して進めていきました。

現状どのような運用かといいますと、まず、私どものマニフェストは電子マニフェストが54%で、紙マニフェストが46%です。電子マニフェストのASP方式では、排出事業場の情報の事前登録を行い、現場では担当者が収集運搬業者の携帯で事前に登録された内容を選択し、担当者が携帯電話を使ってパスワード認証という形にしております。電子マニフェストでは収集運搬時の携帯書類の内容を携帯電話の画面で提示できますので、確認票を印刷したものは使用していません。

社員教育等については、逐次やっておりますが、当時は大変でした。今は建設キャリアアップシステムとか労務安全書類ASPとか、いろいろなウェブサイトにおける現場管理が増えていきますので、むしろJWNETのほうが老舗という感覚です。

電子マニフェストは基本的に難しいことはなく、やればできるというシステムですので、建設業の場合は発注にインセンティブを与えればあっという間に広がると思います。今、発注に入れているのは静岡県と大阪市ですが、大分県の場合でしたら、例えばモデル的に複数の現場の特記仕様書に「電子マニフェストを使用すること」を入れるなどすれば、電子マニフェストの理解が広がってくると思います。

先ほど言うのを忘れておりましたけれども、弊社が11年前に電子マニフェストを導入したときは、土木の公共工事については、発注者の理解が得られないだろうと推察し、建築に係る産業廃棄物から始めました。建築が8割、土木が2割といった状況は弊社の建築・土木の施工比率にもなりますが、土木関連はこのところ改善しております。

また、県外については電子マニフェスト対応ができていないところもありますが、大分県内の建築はほぼ電子マニフェストでやっております。土木は少し残っている状況です。ただ、土木の場合、都市部以外になると対応できないところもあるので、それがこれからの問題です。以上です。

**田中部長：** ありがとうございます。

ISOの調査対応をきっかけに導入されて、マニフ

ェストの管理を正確にカバーしていくところを、佐藤さんがいらっしゃる品質環境管理部の方が主体となって11年前から導入されているということでもあります。

また、電子マニフェストの教育については社内での流れが既にできていると。そのほか、公共工事発注時にインセンティブを設ければ、もっと電子マニフェストへの理解が進むだろうというご意見がございましたが、何かご質問等はございますか。

**葛西センター長：** 以前、私が大分県の企業にヒアリングした際に、その企業では電子マニフェストを半分ぐらい使っていておりましたが、特に公共工事で市町村になると、エビデンスとして紙のマニフェストの提出を求められることがあって紙をやめられないという話を伺いましたが、そういう状況はございますか。

**佐藤氏（梅林建設）：** 以前は「紙のマニフェストで提出」というのはありました。今はもう大分県では電子マニフェストデータについて理解されております。建築はもうほぼ民間工事ですから、電子マニフェストをどんどん使っています。しかし、土木のほうは市町村になると、その辺は特にまだ理解が不足しているというのがありますね。

**葛西センター長：** ありがとうございます。

**関理事長：** 世の中全体がどんどん電子的な処理をとるという流れで、公共工事の書類のやり取り、図面も含めて全て電子的に処理するという流れになっていると思います。ただ、その中で公的部門は世の中の変化への対応に遅れがちになります。今のお話では、建築系が土木に比して電子マニフェストを利用しているとのこと。土木は公共事業が圧倒的だと思いますが、公的部門はどうして世の中の流れから少し遅れるのか、ご感想などございますか。

**佐藤氏（梅林建設）：** 官庁の場合は、新しいシステムの導入時には、完成検査等で受発注者間に見解の相違もあったかもしれませんが、今では無いです。

ただ言えることは、電子マニフェストが導入されたときは、まだこういう電子化の状況ではありませんでした。電子で物事を動かすという最初が、この電子マニフェストでした。ですから、間違っ

したら修正はすぐにできるかなど、最初は抵抗がありました。「排出事業者と処理業者が相互承認すればできる」と言うと、何で両方しないとイケないのか等、いろいろ問題がありました。しかし今は、世の中全体が「電子化の流れで進んでいく」ということで理解が進んでいますね。

**田中部長：** 年間のマニフェストの割合が、電子のほうがやや多いということですが、相手が対応しないとか、例えば突発的な工事対応など、どうしても紙マニフェストは残る状況がありましたら教えてくださいいただけますか。

**佐藤氏（梅林建設）：** 基本的には収集運搬業者、処分業者がおりますので、どちらかが紙ですとどうすることもできません。このシステムは相互が全部電子でつながってないと、その優位性が発揮できませんので。大分県内はほぼできますが、今、パーセンテージで落ちている部分は全部他県です。県内で弊社がお願いすれば、大概のところに応じてくれますが、県外ですと、名前の知れない企業になりますので、なかなかその辺が難しいです。

**田中部長：** ありがとうございます。それでは、続きまして、株式会社佐伯建設様、よろしく願いいたします。

#### ～省力化の課題対応から導入へ～



**大久保氏（佐伯建設）：** 弊社は電子マニフェストを導入しまして8年たち、電子マニフェストの利用は75%、紙マニフェストが25%となっております。

紙マニフェストにつきましては、手書きでする現場もありますし、処理業者の方に印刷していただいたり、現場ごとによって変わってきます。

電子マニフェストのデータ入力者は、約10名が携わっています。

導入のきっかけですが、先ほど梅林建設さんも言われていましたが、環境ISOの導入が1点、それと、「職員の残業時間が多いから減らさない」ということで、何かないかと検討したところ、電子マニフェスト導入に結びつきました。

当時、電子マニフェスト一式の導入費用と残業時間とか、紙マニフェストを記入したり保管したり、県と市に報告をするところの単価を全部入れて試算したら、そんなにマイナスにはならないとなり導入しました。

導入するまでの検討期間ですが、全部で3年かかりました。当初紙マニフェストで運用していた際には、安全品質環境部で多量排出報告、計画を作るのに、土日残業して6日間、7日間ぐらいかかっていました。段ボール箱3箱とか4箱あるので、それを引っ張り出して数量を全部打ち込んでいました。残業時間が増えていたこともあり、それを何とか解消するために、部内を説得するのに2年半かかりました。会社としては約半年ぐらいで、すんなり物事が進んでいきました。

電子マニフェストの導入は、安全品質環境部が担当しています。導入に関しましては、当時の部長と私のほぼ二人が実務担当となり導入まで至りました。

電子マニフェストの導入前の課題は、社員への研修です。何も知らない状態ですので、どうしたらいいのということで、最初は取引先の処理業の方に相談しました。次にASP会社の方とお話しさせていただいて、各支社・支店・本部ごとに全部研修させていただきました。実務、現場担当者の研修はもちろん、私ども管理関係者も研修させていただきました。

実務に関しましては、年によっては担当者が異動になったりしますが、10名ぐらい担当者がいますので、みんなで勉強し合う、教え合うという体制があり、今はもう全然問題ありません。

電子マニフェストを円滑に運用するために、先ほどの10名の実務担当者限定し管理・運用しています。

電子マニフェストの導入による良い点については、業務時間の削減と報告届の省略、マニフェストの保管の不要です。以前だと段ボール箱が全部で15から20ぐらい。5年間保管しなければならないため、ずっと倉庫をキープしないといけませんでした。それが8年たって、今はその段ボール箱の2割ぐらいでして、スペース的にも非常にいいと思います。

現在、電子マニフェストの利用が75%です。25%がどうしてもいかないということに関して、会社の中の部署で大きな差があります。大きくは建築と土木です。梅林建設さんと同じように、弊社も建築は民間で、土木は官庁です。建築はほぼ99%と言っていくくらい電子マニフェストを使用されていますが、土木に関しましては10%ぐらいという感じでした。

なぜかといいますと、収集運搬業者が電子マニフェストに加入していない点が一番の大きなネックとなっています。収集運搬業者が入っていただければ、もう電子マニフェストで流れる状態にはなっていると思います。

また、先ほど話をされていましたが、土木工事の中で、「電子マニフェストに入ったら加点対象になります」となれば非常にありがたいですし、どんどん進んでいくと思います。

今、導入から8年経ち、新入社員から8年生までが紙マニフェストというのを知りません。ですので、マニフェストの流れ、廃棄物の流れ自体を知らないというような、少し弊害が出てきているというのが1点あると思います。

最後に、マニフェストの情報の利活用の点では、多量排出事業者の産業廃棄物の処理計画と報告が全部で四、五十時間ぐらいかかっていた処理自体が、今ですと三、四時間ぐらいで出来上がるということで、非常にありがたい状況になっています。以上です。

**田中部長：** ありがとうございます。

佐伯建設様もきっかけは環境ISOの取組みから始まり、さらに残業を減らすという課題対応から導入へ結びついたということです。現状では、業務の時間短縮、効率化が図れているということをお伺いできました。

また、建築と土木の中においては、やはり梅林建設様と同様に土木のところが進んでないということです。恐らくどの建設業者もそうなのだろうと推察できます。JWセンターも市町村の土木関係に電子マニフェストの一層の周知を図っていかなくては、と感じたところがございます。

只今の佐伯建設様のご紹介につきましてご質問等ございますでしょうか。

**葛西センター長：** 収集運搬業者の電子マニフェストの加入率で、これはあくまでもJWセンターで集計したものですけれども、大分県は約38%です。これは私の経験上の推測ですけれども、昔から産廃の収集運搬を専業でやってらっしゃる事業者さんの加入率は比較的高いのかなと。ただ、平成22年改正で、建設業さんに関しては、下請に入った場合、下請の工事として自分が関わった工事の分の廃棄物については収集運搬の許可が必要になったということもあまして、収集運搬の許可をお持ちになっている方も相当数出てきています。そういった中で、兼業の業者さんの加入率が低いのかなと私どもでは推定しています。

**佐藤氏（梅林建設）：** 全くそのとおりですね。

産業廃棄物の処理というのは、昔から静かな時限爆弾とって、不適正処理が発覚したときは3年、4年後になります。その場合書類を探すのが大変ですし、処理業者も倒産している場合もあるなどの問題がありますので、私どもは電子マニフェストを導入しました。

**関理事長：** 先ほど土木系は電子マニフェストで処理されているのが10%程度でほとんどが紙マニフェストであるとお話がありました。例えば道路工事などで出た廃棄物はすぐに搬出しなければならないので収集運搬の業者さんをえり好みなどできないため、電子マニフェストの対応で選考できないという難しさがあるというお話を伺ったことがありますがいかがでしょうか。

**大久保氏（佐伯建設）：** ごもっともだと思います。そういったところが多いです。

**葛西センター長：** 収集運搬ですと、費用的にも年間使用料は税込みで1万3,200円、税抜きで月1,000円の使用料ですから、例えばマニフェストの返送代等を考えれば十分にペイします。あと、私どもからすると、そんなに難しい操作ではないとは考えてはおりますが、確かに実際お話を伺っていくと、なかなか年齢層の問題だとか、パソコンのインターネット環境がないだとかあります。実態として、そうい

うところは多いのでしょうか。

**大久保氏（佐伯建設）：** 収集運搬の業者さんと直接お話をさせていただいたことはないのですが、ダンプを1台しか持っていないところもありますし、まず会社の中で、年配の方から「今、紙で運用できているのに、なぜ電子を扱わないといけないのか」「今の運用で何も弊害がないけれど」という意見があります。そこに魅力を感じない方から導入当初はすごく反発がありました。



**石井氏（佐伯建設）：** 私が現場に出ていたときに、電子マニフェストを使っていて、同じ収集運搬業者の中でもドライバーの方によって使える人と使えない人がいました。

**関理事長：** 電子マニフェストはすごく平たく言うと、インターネットで物を買うときに、名前を入れたり住所を入れたりしますよね、あれとほとんど同じ程度の操作です。インターネットで物など買わない世代にとってはやっぱりハードルが高いのでしょうか。

**石井氏（佐伯建設）：** 文字が小さくて「見えない」と言われますね。

**佐藤氏（梅林建設）：** 私もそうですけれども、図面に書いてある字が小さいとか我々の世代は言いますが、「PDF 画像にしてタブレット等で拡大・縮小すればいい」と言われまして、今はそれでやっていますよ。（笑）やっぱり一発目の毛嫌いがあるわけで、それを突破すると、割と簡単ですね。

**田中部長：** それでは、この後、フリートークになります。2社からご紹介いただいたことについて、またご質問等があれば、その場で質疑応答していただければと存じます。

時事的な話題としまして、コロナ禍の状況につきまして、楠野様のご担当のところでは何か、昨年の影響であるとか今年の状況などありますか。

### ～コロナ禍での公共工事の状況について～



**楠野氏（大分県）：** 公共工事については、新型コロナウイルス感染症対策本部による基本的対処方針の中で、緊急事態措置の期間中にも事業継続が要請されており、感染防止対策を行いながら事業を継続していくこととなっております。

大分県もその方針で実施しており、受注者から申出があったときは、工事の一時中止や工期の延期など適切に対応しております。コロナの影響については、民間工事においては、一部影響を受けているかもしれませんが、公共工事においては工事が減ったり止まったりという状況ではございません。

**田中氏：** ありがとうございます。両社からご紹介いただきましたが、建設業協会様、如何でしょうか。

### ～建設業協会の導入状況等～



**友岡氏（大分県建設業協会）：** 私ども建設業協会の会員 521 社の中で JWNET に加入しているのが 21 社です。私も建設業を営んでおりますが、都市部以外の業者

も多いので、しっかりした連携ができないというところがあります。また、処理する量についてそれだけの導入のメリットがあるのかということになります。先ほど言った都市部以外については、処理業者、最終処分業者が電子化をしてないところが多いものですから、紙マニフェストで運用をしている。最終的に土木の検査においては、収集運搬業者の紙マニフェストの量を合わせるという方法で検査がされております。IT 含めて業界としても進めているということではありますが、中央で言っているほど、追いついてない部分があります。しっかりお互いが水平展開しながら前に進めていかないと、トータルでのレベルアップはできないのではないのでしょうか。それぞれの各自の事務所の管轄の中では、まだまだというか、これからだと思っております。

本当に人が少ない中で、しっかり進めていかないといけない状況にありますが、全国建設業協会に加

盟する建設企業は、資本金 3,000 万円以下の規模のところは 7 割です。その 7 割の方々がそこにしっかり投資できるかというのがあります。補助はありますが、その投資の機械が、IT 含めて高価ですので、10 年たちましたが、今のところまだまだ各社で導入するかは温度差があります。

ただ、必要性は皆さん感じています。その投資した部分が何年でペイできるか、皆さん考えているし、その必要性が低いところは、少ないのではないかなという気がします。



**葛西センター長：** 電子マニフェストの場合は、本質的なところを我々もまだ周知が足りていないとか、まだまだ全体について周知ができていません。

両社の場合は ASP 業者さんを使ってらっしゃいますけれども、電子マニフェストはウェブだけでも入力が可能ですので、パソコン 1 台と、あとはインターネット環境さえあれば、特段必要なものはないです。

あとは、確かに収集運搬業者さんと処分業者さんと排出業者さん、3 者が加入して初めて使えるというところがあります。処分業者さんの加入率は比較的高いですが、収集運搬業者さんの加入率をこれからどうやって高めていくか。まずは電子マニフェストが便利なものであることをとにかくご理解いただく。建設業協会さんとも連携していければ非常にありがたいと思っています。

今年、オンラインで、電子マニフェストってこんなものですよという説明会を開催しております。特に今年度は、処理業者さん向け、あともう一つ、建設業者さん向けに特化した説明会を 2 月までオンラインで開催しています。

オンラインですので、各事務所のパソコン、ご自宅のパソコンから聴けますし、事前に申込みいただき資料は個別にお送りして対応させていただきます。

**楠野氏（大分県）：** 先ほど、発注者側の理解が得られないために建築に比べ、土木が進んでいないという話もありましたが、土木工事共通仕様書の中に

「紙または電子マニフェスト」と書かれています。今は、情報共有システムや電子納品が進んできて、発注者もそういう認識は持っています。紙でなければ認めないという担当者がいるということであれば、こちらからも指導していきたいと思います。  
**友岡氏（大分県建設業協会）：** 基本的に検査のときに紙マニフェストの提出が求められるだろうと、受注する建設業者がそういう見方をするので、まだ紙で処理するというのがあります。また、最終処分業者は電子化をしていないので、どうしても紙になってしまいます。

先ほどの 2 社の事例では、大分県内では各者が上手く連携しているため、電子マニフェストが普及しているという気がしております。

**楠野氏（大分県）：** それと、もう 1 点は、インセンティブを与えたら一気に進むのではないかというお話がありましたが、大分県内の協会の業者さんには、大きいところから小さいところまで、いろいろな業者さんがいます。まずは業者側がメリットを感じて取り組んでいただくことが最初と考えています。県がインセンティブを与えなくても、業者側に負担になる部分もありますから、業界と合意形成を図りながら進めていかないといけないと考えています。



**田中部長：** ありがとうございます。お時間となりました。大分県庁様はじめ協会様とも連携をして電子マニフェストの普及に努めるとともに、建設業界様にもますますご利用しやすくなるよう、収集運搬業者、処分業者様の加入促進も図ってまいりたいと存じます。

これもちまして JW 座談会「大分県の建設業の電子マニフェスト利用について」を閉会いたします。

